

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

章	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
目次	記載の一部	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
第1章 業務概要	法人の担当者の氏名・所属・資格・担当業務等	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（条例第7条第2号に該当）
	法人の担当者のメールアドレス	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条第2号に該当） 法人の担当者が限られた一部の者に対してのみ提供した、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当）
	法人の担当者の氏名・資格の登録証	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（条例第7条第2号に該当）
	法人の担当者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条第2号に該当）
第3章 交通量推計および交通流動の検討	ゾーン数の集約と分割	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
	交通容量図	
	交通量図	
	ケース別交通量図等	
	発生集中交通量 環状3号線の整備に伴う交通の変化	
	ケース別交通流動図	
	環状3号線の整備の効果	
第4章 道路計画の検討	条件別の計画交通量等及び交通量図	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
	標準幅員の整理	
	トンネル検討に係る構成要素	
	条件別横断面図・縦断面図比較	
	各交差点の需要率計算の条件整理、検討結果等	
	交差点平面図	
	補178縦断面図	
	計画平面図、縦断面図、横断面図及び概算工事費	
第5章 道路の必要性の整理	整備効果についての考察・関連する図	
	交差点処理に係る検討結果（図表を含む。）	

章	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
第6章 都市計画手続き資料の作成	環状第3号線・補助第95号線 掛図	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
第7章 関係機関協議資料作成	記載の一部・埋設平面図・断面図	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
	法人の担当者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条第2号に該当）
第8章 申し送り事項	トンネル施設に関する検討・図面	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p>
	記載の一部	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>
巻末資料	代理人の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）
	印影	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）
	図面の一部	公にすることで、設備の構成が判明することにより下水道施設の管理の安全上支障が生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）
	印影	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）
	法人の担当者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条第2号に該当）
	QRコード	公にすることにより、上記の非開示情報（印影及び法人の担当者の氏名）が明らかになるおそれがあるため（条例第7条第2号及び第4号）
	法人の担当者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（条例第7条第2号に該当）
	印影	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）
	鉄道部分に関わる情報	公にすることにより、線路の詳細な配置状況を把握することが可能となり、鉄道用地内への不法な侵入等の実行を容易にし、犯罪を誘発するおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）
環状3号線の設計に係る内容	<p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）</p> <p>都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市計画の内容について憶測を呼び、土地家屋の売買に混乱が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることから、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）</p>	

章	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
	法人の担当者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）